広島市告示第４７５号
令和８年１１月９日

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第６条第１項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第３項において準用する同法第５条第３項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長　　松井　一實

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
⑴　名　称　ゆめタウン安古市
⑵　所在地　広島市安佐南区高取北一丁目１３番
２　大規模小売店舗を設置する者
株式会社イズミ　代表取締役社長　町田　繁樹
広島市東区二葉の里三丁目３番１号
３　変更事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
別紙のとおり
４　変更年月日
別紙のとおり
５　届出年月日
令和８年１１月５日
６　届出書の縦覧場所
⑴　広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
⑵　広島市安佐南区古市一丁目３３番１４号
広島市安佐南区市民部区政調整課
７　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
⑴　縦覧期間
令和８年１１月９日から令和９年３月９日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成３年広島市条例第４９号）第１条第１項に規定する休日を除く。

⑵　縦覧のできる時間帯

午前８時３０分から午後５時１５分まで

８　意見書の提出

大規模小売店舗立地法第８条第２項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から４月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

９　意見書の提出期限及び提出先

⑴　提出期限　令和９年３月９日

⑵　提出先

〒７３０－８５８６

広島市中区国泰寺町一丁目６番３４号

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課

別紙

小売業者一覧表（変更前）

名　称	役　職	代 表 者	所在地	変更年月日・理由
株式会社ｲｽﾞﾐ	代表取締役社長	町田　繁樹	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
有限会社ﾌﾗﾜｰｼｮｯﾌﾟみなと	取締役	山下　泰斗	広島市西区井口五丁目25番15号	
株式会社ﾓｰﾂｱﾙﾄ	代表取締役	田上 友康	広島市中区堀川町5番2号	
株式会社ｴﾇｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	代表取締役	小椋　昭男	東京都台東区東上野一丁目26番2号	
有限会社ウネ印房	取締役	采 毅	広島市安佐北区亀山六丁目39番15号	
ﾒｶﾞﾈの田中チェーン株式会社	代表取締役	ホール・デイミアン・オマワリ	広島市中区本通2番10号	
株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー	代表取締役	杉田　直隆	広島市西区商工ｾﾝﾀｰ二丁目3番1号	
田中　克典		田中　克典	広島市安佐南区長束五丁目27番2号	物販でない為、錯誤
株式会社大創産業	代表取締役	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	

小売業者一覧表（変更後）

名　称	役　職	代 表 者	所在地	変更年月日・理由
株式会社ｲｽﾞﾐ	代表取締役社長	町田　繁樹	広島市東区二葉の里三丁目3番1号	
有限会社ﾌﾗﾜｰｼｮｯﾌﾟみなと	取締役	山下　泰斗	広島市西区井口五丁目25番15号	
株式会社ﾓｰﾂｱﾙﾄ	代表取締役	田上 友康	広島市中区堀川町5番2号	
株式会社ｴﾇｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ	代表取締役	小椋　昭男	東京都台東区東上野一丁目26番2号	
有限会社ウネ印房	取締役	采 毅	広島市安佐北区亀山六丁目39番15号	
ﾒｶﾞﾈの田中チェーン株式会社	代表取締役	ホール・デイミアン・オマワリ	広島市中区本通2番10号	
株式会社ウォッチ・ビジネス・カンパニー	代表取締役	松葉　剛士	広島市西区商工ｾﾝﾀｰ二丁目3番1号	代表者変更　2026.02.16
株式会社大創産業	代表取締役	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	